

## 人事院会議議事録

### 会議日

令和7年7月29日 火曜日

### 会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官  
(幹事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官  
(説明員) (給与局)  
荻野局長、森谷給与第一課長、  
小林給与局参事官、井手給与第三課長  
(職員福祉局)  
住吉職員団体審議官

### 議題

俸給表の改定、期末・勤勉手当及び諸手当の取扱い

### 議事の概要

- 担当局より、議題「俸給表の改定、期末・勤勉手当及び諸手当の取扱い」について、別添の内容の説明があった。
- これに対し、以下のような意見があった。
  - ・ 本府省業務調整手当の見直しにより、恒常的に超過勤務を行っていた本府省の課長補佐級職員が室長級に昇任した際の年間給与の減少がどの程度改善するのか、データを踏まえた丁寧な説明を行っていく必要がある。(総裁)
  - ・ 管理職は本来自律的に判断する立場にあり課長補佐とは働き方が異なるため、昇任・昇格前後で給与のみを単純に比較するのは適当でないと思うが、働き方が変わらず給与が下がるのであれば職員のモチベーションに影響する。各府省には管理職の働き方についてもよく考えてもらいたい。(土生人事官)
  - ・ 今回の勧告・報告では、昇格に係る在級期間の要件も廃止することから、本府省職員の給与処遇の改善も含め、一連の施策をパッケージとして各府省に活用し

てもらえるよう支援する必要がある。（伊藤人事官）

- 議題については、三人事官一致で了承された。

俸給表の改定、期末・勤勉手当及び諸手当の取扱い  
(令和7年7月29日院議説明概要)

1 俸給表の改定

[行政職俸給表(一)]

- 初任給について、民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、次のとおりそれぞれ引き上げ、重点的な配分を行う。

一般職試験（高卒者）	200,300 円（+12,300 円、約 6.5%）
一般職試験（大卒程度）	232,000 円（+12,000 円、約 5.5%）
総合職試験（大卒程度）	242,000 円（+12,000 円、約 5.2%）
- 初任給以外の号俸は、30 歳台半ばまでの職員が在職する号俸において平均改定率（3.3%）を上回る改定とし、おおむね 30 歳台後半までの職員が在職する号俸に重点を置いた改定を行う。それ以外の号俸は、改定額を逡減させつつ引上げ改定を行う。この結果、1 級、2 級、3 級及び 4 級の平均改定率はそれぞれ 5.2%、4.2%、3.4%、2.9%、5～10 級は 2.8% となり、俸給表全体の平均改定率は 3.3% となる。
- また、定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額、各級高位号俸の改定額を踏まえ引上げ改定を行う。

[行政職俸給表(一)以外の俸給表]

- 行政職俸給表(一)との均衡を基本に引上げ改定を行う。なお、指定職俸給表については、行政職俸給表(一)の引上げを踏まえ、同俸給表 10 級の平均改定率(2.8%)と同程度の引上げ改定(20,000～33,000 円)を行う。

2 期末・勤勉手当の取扱い

- 民間賞与の昨年8月から本年7月までの1年間の支給月数は4.65月であり、公務の一般職員・特定管理職員の年間支給月数4.60月が0.05月下回っていたことから、0.05月分の引上げを行い、年間4.65月とすることとしたい。また、指定職職員等についても、一般職員の改定内容との均衡を考慮してそれぞれ0.05月分引き上げることとしたい。
- 本年の年間支給月数の引上げ分については、一般職員の勤勉手当比率が民間係員の考課査定分の割合と概ね均衡していることを踏まえて、期末・勤勉手当に均等に配分することとしたい。
- 令和7年度については、6月期分は既に支給済みであることから、引上げ分は12月期にまとめて支給することとし、令和8年度以降については各期とも同じ月数とすることとしたい。

3 本府省業務調整手当の取扱い

- 本府省業務調整手当の支給対象に、本府省の指定職職員、課長級・室長級の職員を追加するとともに、課長補佐級の職員を中心に手当額の見直しを行うこととしたい。
- 具体的には、課長補佐級である行政職俸給表(一)5級から7級の手当額をそれぞれ10,000円加算するとともに、指定職職員、課長級・室長級の職員には7級と同額の51,800円を新たに支給することとしたい。また、行政職俸給表(一)1級から4級の手当額については、それぞれ2,000円を加算することとしたい。
- これらの見直しによる改善効果については、月45時間の超過勤務をしていた行政職俸給表(一)6級の課長補佐が7級の室長に昇任・昇格した場合、勧告前は約40万円の年収減だが、勧告後は約10万円の年収増となる。
- また、給与法に定める手当額の上限割合を改めるなど所要の見直しも行うこととし、これらの見直しについては、令和7年4月から適用することとしたい。

#### 4 通勤手当の取扱い

- 距離段階別の手当額について民間における支給額と比較すると、公務における手当額は10km以上の距離区分において下回っており、とりわけ長距離通勤者の手当額に差が見られる。また、駐車場の利用については、約7割の民間事業所で駐車場には従業員負担がなく、また外部の駐車場を借りている従業員のいる事業所が手当を支給する場合の支給額の中央値は5,000円となっている。
- このような状況を踏まえ、5km刻みで「100km以上」までの区分を増設し、上限額を66,400円とすることとしたい。併せて、「10km以上」から「60km以上」までの区分の手当額の引上げも行うこととしたい。さらに、5,000円を上限とする駐車場の利用に対する通勤手当を新設することとしたい。
- これらの措置について、距離段階区分の増設と駐車場の利用に対する通勤手当の新設は令和8年4月から施行することとし、既存の距離段階区分に係る手当額の引上げは令和7年4月から適用することとしたい。

#### 5 宿日直手当の取扱い

- 宿日直手当については、民間労働法制における取扱いを踏まえ、宿日直勤務対象職員の平均給与日額の3分の1を下回らないよう改定を行ってきている。
- 本年においては、宿日直手当の平均手当額が約300円下回っている状況にあることを踏まえ、普通宿日直及び特別宿日直の勤務1回当たりの手当額を300円引き上げるなどの見直しを行うこととし、令和7年4月から適用することとしたい。

#### 6 初任給調整手当の取扱い

- 医療職俸給表(一)の医師等の初任給調整手当の手当額については、医療職俸給表(一)の平均改定率と同率の改定を行ってきている。
- 医療職俸給表(一)の医師等は、経年による手当の逡減幅が大きくなる22年目以降の職員が半数超を占め、また、採用の中心もミッドキャリア層となっていることから、同俸給

表適用職員の多い府省からミッドキャリア層の処遇改善が要望されている。これらを踏まえ、本年も22年目以降に重点的に配分することとしたい。この改定により、離島、へき地等に適用される1種の区分については、最大で47,500円の引上げとなる。

- また、医系技官等については、大都市に適用される5種の引上げ額を踏まえて一律500円の引き上げることとしたい。
- これらの見直しについては、令和7年4月から適用することとしたい。

#### 7 委員、顧問、参与等の手当の取扱い

- 委員、顧問、参与等の手当については、給与法において勤務1日当たりの支給限度額を定めており、指定職俸給表の平均改定率に合わせた改定を行っている。本年は、当該支給限度額を1,000円引き上げることとし、令和7年4月から適用することとしたい。

以 上